

# 再生可能エネルギーの導入等の推進

【令和2年度予算概算決定額 2,586 (1,488) 百万円の内数】  
 (令和元年度補正予算額 1,000百万円)

## <対策のポイント>

再生可能エネルギーによるメリットを農山漁村の発展に活用する取組を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラントの導入等を支援

## <政策目標>

- 再生可能エネルギーに係る経済規模を600億円に拡大 [令和5年度まで]
- バイオマス産業都市における産業規模を400億円に拡大 [令和7年度まで]

## <事業の内容>

### 1. 持続可能な循環資源活用総合対策事業 52 (63) 百万円

#### ① 地域資源活用展開支援事業

再生可能エネルギーの導入を推進するため、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します。

#### ② 営農型太陽光発電システムフル活用事業

営農型太陽光発電で発電した電力を自らの農業経営の高度化に利用し、営農型太陽光発電のメリットをフルに発揮させるためのモデル構築を支援します。

#### ③ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

下水汚泥バイオガス施設への事業系食品廃棄物の混合利用を促進する取組を支援します。

### 2. 食料産業・6次産業化交付金 2,534 (1,434) 百万円の内数

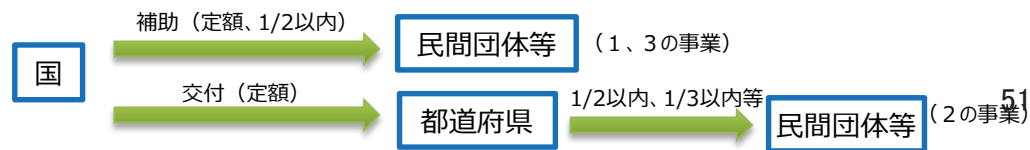
- ① バイオマス産業都市に、ア.地域波及モデル施設、イ.新技術活用施設、ウ.災害対応型施設等、プロジェクトの実現に必要な調査・設計や施設整備を支援します。
- ② メタン発酵消化液等を肥料として地域で有効利用するための取組を支援します。

### 3. 畜産バイオマス地産地消緊急対策事業

令和元年度補正予算 1,000百万円

家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477) 2

# 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）

【令和2年度予算概算決定額 2,534（1,434）百万円の内数】

## <対策のポイント>

6次産業化の市場規模拡大に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発**や**販路開拓**等の取組、**加工・販売施設等の整備**及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

## <政策目標>

○ 6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円〔平成29年度〕→ 10兆円〔令和2年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 食料産業・6次産業化推進交付金

245（314）百万円の内数

#### ① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

#### ② 研究開発・成果利用の促進

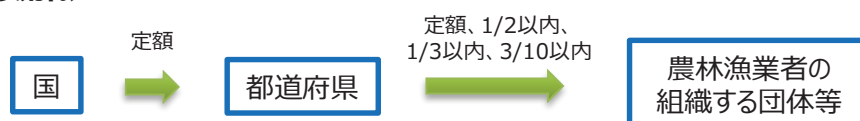
○ 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

### 2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

2,289（1,120）百万円の内数

○ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します（業務用需要に対応したBtoBの取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資するものを重点的に支援）。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### ○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

#### 業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



高い品質管理下での業務用一次加工品等の製造・供給

#### 「農泊」と連携した観光消費の促進



加工・販売の事業と一体的に行う加工・収穫体験等の提供

#### 農福連携の発展



障害者との協働による商品化

※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

### ○ 6次産業化等に関する戦略の策定



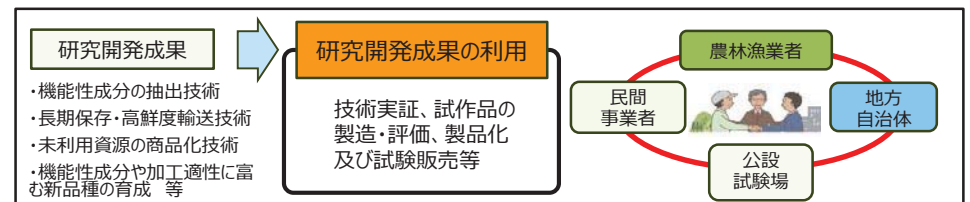
・6次産業化等に関する戦略の策定（更新）  
・戦略に関する交流会の開催

### ○ 6次産業化に取り組む人材の育成



・経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成のための研修会の開催等

### ○ 研究開発・成果利用の促進



【お問い合わせ先】 食料産業局産業連携課（03-6738-6473）

# 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）による支援の概要

重点支援分野

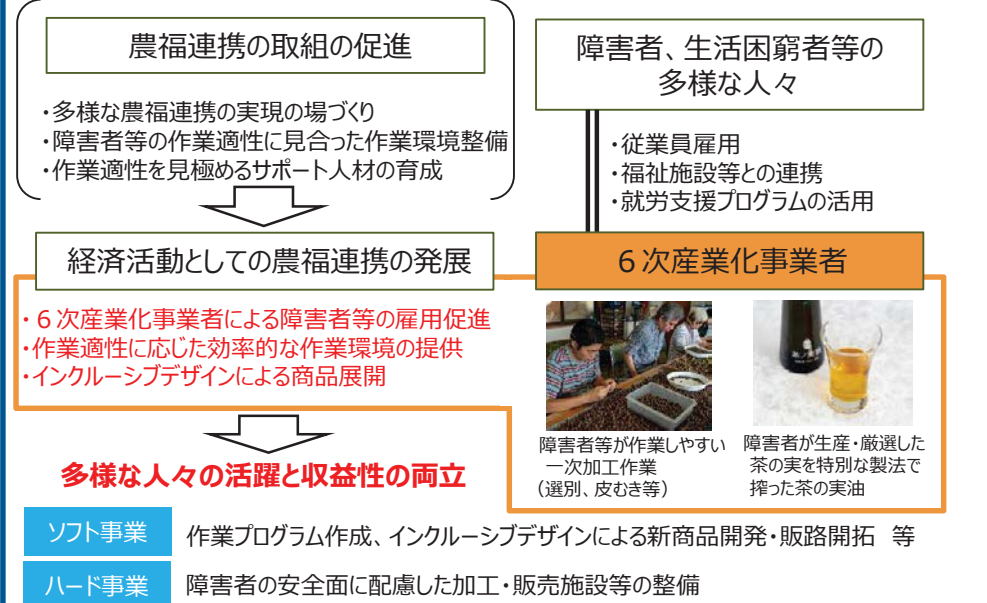
## ① 業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



## ② 「農泊」と連携した観光消費の促進



## ③ 農福連携の発展



※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

### ○推進体制整備事業

【交付率：定額】

- ・都道府県、市町村の6次産業化戦略の策定（更新）
- ・6次産業化に取り組む人材育成のための研修の開催

### 【交付率等】

ソフト事業：1/3以内（市町村戦略に基づく取組は1/2以内）

ハード事業：3/10以内（中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に登録された事業、市町村戦略に基づき実施する事業、

事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業は1/2以内）

ハード事業の交付金上限額：1億円（重点支援分野の①に該当する場合は2億円）

※ハード事業は、六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が対象です。